

緊急事態宣言発令に伴う当社の取り組みについて

株式会社セーフティサービス
取締役社長 遠藤 弘章

新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々には心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、罹患された皆様とご家族及び関係者の皆様におかれましては心よりお見舞い申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う政府の「緊急事態宣言」の発令を受け、当事業所に勤務する社員に対し、以下の措置を実施致します。関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

① 安全管理事業部

交代制による出勤（1名のみ）とし、他は在宅勤務とする。

② 介護事業部（ケアステーション グリーンハピネス）

通常勤務とするが、必要最小限の人員配備とする。業務にあたっては徹底した感染拡大防止に努める。（常時介護員のマスク着用、一業務毎の手・指・衣服等の消毒、介護車両の消毒等）

③ 施設管理事業部（学びの杜 グランディール）

原則在宅勤務とする。

期間：令和2年4月20日から5月10日まで

※上記期間は政府の方針・社会情勢を鑑みて変更になる場合があります。

以上